

令和3年度 奨学生申込みのしおり



公益財団法人 **大阪府育英会** 採用貸付課

〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館2階

TEL 06-6357-6272 FAX 06-6358-3053

業務時間 平日 9:00～17:30

(注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いします。

ホームページ (URL) <https://www.fu-ikuei.or.jp>

大阪府育英会



(注) 令和3年度予約奨学生貸付予定者で、「進学届」・「奨学資金借用証書」を学校へ提出した方は、令和3年度の奨学生として本採用になりますので、今回の奨学生募集には申込みする必要はありません。

また、すでに奨学資金の貸付を受けている方も申込みの必要はありません。

生徒自身が借りるお金です

1 制度の概要

学校教育法による高等学校等に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な**生徒に**学資を貸付し、修学を支援することを目的としています。

なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子です。

2 申込資格

特別な事情がある人は相談ください

(1) 学校教育法による次の学校に在学する生徒であること。

- ① 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校
- ② 専修学校の高等課程(ただし修業年限1年以上の学科)

(2) **保護者(父母等)が大阪府内に住所を有すること**

保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。

保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。

<在留資格> ・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者(※)

(※) 定住者については、将来日本に永住する意思のない方は、申込資格がありません。

(3) 保護者(父母等)について、以下の算式により算出された額(保護者合算)が次のとおりであること。
(令和2年度の住民税課税標準額等による)

【算式】 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 = 所得判定額

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額となります。

(課税標準額、調整控除額の確認方法については、申込書A票の裏面を参考にしてください。)

・**国公立** 所得判定額が、251,100円未満(年収めやす(※) 800万円未満)

・**私立** 所得判定額が、347,100円未満(年収めやす(※) 1,000万円未満)

(※) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。

※1 地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とします。

※2 課税標準額とは、市町村・道府県民税の所得割額の算定のもととなる金額です。

※3 調整控除とは、平成19年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と人的控除の差額に起因する負担額を調整するための控除のことです。

※4 政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で課税標準額などを確認することができます。

3 貸付限度額と貸付時期

学費サイトの「2021請求予定一覧」で調べる
授業料が年間0円の場合は0円+10万円の10万円

■ 奨学資金貸付限度額

所得判定額 = 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額（保護者合算）
※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額となります。

所得判定額	年収めやす	貸付限度額（年額） 〔下記の範囲内で希望する額（1万円単位）〕	貸付対象 学校区分
251,100円未満	800万円未満	授業料実質負担額(※1) + その他教育費10万円 授業料実質負担額(※1)が無償となる場合は、限度額は10万円です。）	国公立・私立 とも貸付可
251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満	授業料実質負担額(※1) (注)24万円を上限(※2)	私立のみ 貸付可

- (※1) 授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。
- (※2) 授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。
府内の私立高校生を含む2人以上の子どもを扶養する年収800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。
(詳細は、別表を参照)
- (※3) 大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の場合、『授業料支援補助金』申請状況確認で扶養する子どもの人数が確定するまでは、子どもの人数を1人として貸付額を算定します。
そのため、貸付超過が生じる場合があります。超過貸付分については、返還していただきます。

■ 貸付時期 100000円

貸付額が24万円の方は第2回も貸付があります

貸付時期	第1回	第2回	第3回
貸付日	7月10日	10月11日	1月30日

- ※・貸付額によっては、第2回、第3回の貸付があります。
(貸付額が20万円以下の場合は、第1回のみ貸付となります。)
- ・貸付期間は、在学する学校の正規の最短修業期間です。
 - ・2年目からの第1回目の貸付日は、5月30日となります。
 - ・貸付日が金融機関の非営業日に当たるときは、翌営業日となります。

提出するのは2枚

4 申込手続き

提出書類	<p>① 奨学生申込書 → A・Bの書類</p> <p>② 保護者の収入に関する証明書 (申込書C票とA票裏面の見本を参照し)</p> <p>③ 生徒本人及び保護者の住民票 ※ 申込書C票の裏面【重要】住民票提出 ください。注意事項に記載してある点</p> <p>④ 生徒本人名義の通帳のコピー (申込書B票とその裏面の見本を参照して提出してください。)</p> <p>⑤ 奨学資金借用証書 ※ 各自自書し、各自の場で捺印してください。 借用人(生徒本人)と連帯保証人、保護者が同一筆跡である場合は、受付できません。 障がいや病気、けがなどで署名困難な事情があり代筆される場合は、事情書の提出が必要です。</p> <p>⑥ 連帯保証人(保護者)の印鑑登録証明書 ⑤の書類に貼付 (原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものに限り。)</p> <p>※申込書記載の住所と印鑑登録証明書の住所が異なる場合は、事情書の提出が必要です。</p>
提出期限	<p>学校が指定する期日(期限厳守)</p> <p>【学校提出期限: 4月28日(水)】</p>
提出先	<p>在学する高等学校等 事務室 提出ボックス</p>

以下、必ず読んでおいてください。

5 採否決定の通知

- (1) 採否決定の通知は、6月下旬に学校長を通じ申込者（生徒本人）に通知します。
- (2) 採用通知書の交付を受けた方は、育英会所定の奨学生原票（採用通知時に交付）に必要事項を記入のうえ学校へ提出していただきます。

6 奨学資金の貸付

- (1) 奨学資金は、奨学生本人の預貯金口座へ振り込みます。
- (2) 2年目から毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。確認の結果、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。
- (3) 毎年度、保護者の所得状況を確認し、当年度の貸付限度額を決定します。所得状況によっては、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。また、所得状況の確認の結果、貸付超過が生じた場合は、返還していただきます。
- (4) 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用したことが判明した場合は、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。

7 貸付決定後の届出

留年、休学、退学、転学及び連帯保証人の変更又は届出事項等に変更（異動）があった場合は、学校を通じて大阪府育英会へ届け出てください。

なお、変更（異動）の届出を怠ったときは、奨学金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。

8 貸付総額の決定通知

奨学資金の貸付を受けた奨学生について、奨学資金の貸付が終了したとき、又は奨学資金の貸付を廃止したときは、今までに貸付した額及び時期を学校長を通じて奨学生に通知します。

通知を受けたときは、直ちに返還口座申込書を学校長を経由して大阪府育英会に提出していただきます。

9 奨学金の返還

奨学金は貸付金です。卒業後（貸付終了後）は、必ず返還しなければなりません。

返還金は後輩のための奨学金になりますので、確実に返還してください。

- (1) 奨学金の返還は、卒業後6ヶ月を経過してから、定められた金額を借用人（生徒本人）の預貯金口座から振替で返還していただきます。

※ 退学等卒業以外の事由により、1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合はその年の10月から、6月1日以降に貸付が終了する場合は翌年の10月から返還開始となります。

- (2) 原則、月賦により返還していただきます。返還月額、貸付総額により異なります。返還総額を返還年額で割ると概ねの返還年数が出ます。

返還総額（貸付総額）	返還月額	返還年額
1,440,000 円以下	8,000 円	96,000 円
1,440,000 円超え 1,620,000 円以下	9,000 円	108,000 円
1,620,000 円超え 1,800,000 円以下	10,000 円	120,000 円
以降、貸付額が18万円増える毎に、返還月額1,000円（年額12,000円）が加算されます。		

- (3) 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対して滞納期間に応じ、年率8.9%の延滞金が課されます。また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。

以下、必ず読んでおいてください。

10 個人情報の利用目的等

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人の権利及び利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
- (2) 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
- (3) 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更の届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし、住所確認調査を行います。

11 注 意 事 項

- (1) 奨学金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
- (2) 不適切な使用が判明した場合は、貸付金額の全額を一括返還していただきます。
- (3) 申込書類等につきましては、いかなる場合も返却いたしません。
- (4) 就学支援金等の制度内容に変更が生じた場合は、当会奨学金貸付制度についても、併せて変更となる場合があります。

新型コロナウイルス感染等の影響により、日程等に変更が生じた場合は、随時ホームページ上でお知らせいたします。ご不便をおかけしますが、ご確認いただきますようお願いいたします。

A

注)別紙 **記入例** を参照のうえ、記入してください。

～ 令和3年度 大阪府育英会奨学生申込書 ～

(受付番号) 1

公益財団法人大阪府育英会 理事長 様
公益財団法人大阪府育英会の「奨学生申込みのしおり」の記載内容に同意のうえ、令和3年度大阪府育英会奨学生に申込みます。

この申込書は、必ず「黒のボールペン」で各自が自筆で記入してください。 記入年月日 年 月 日

在学立学校 学科(コース)
申込者(生徒)氏名(カタカナで左づめで記入してください。)
申込者氏名(借用人) フリガナ 性別 生年月日
住所 自宅Tel 携帯Tel

※ 連帯保証人は保護者(父母等)とします。保護者以外の場合は、事情等を詳細に記載した事情書の添付が必要です。

連帯保証人記入欄
氏名 フリガナ 続柄 生年月日
住所 自宅Tel 携帯Tel

※ 申込者(生徒本人)が未成年者の場合は、下記の親権者欄に記入してください。

親権者記入欄
母(父)子世帯の場合は、「1」を記入してください。
生徒の父名 フリガナ 生年月日
住所 自宅Tel 携帯Tel
生徒の母名 フリガナ 生年月日
住所 自宅Tel 携帯Tel

※ 親権者がいない場合は、後見人が自署してください。

後見人記入欄
氏名(生徒との続柄) フリガナ 生年月日
住所 自宅Tel 携帯Tel

学校使用欄

B

【私立高等学校・専修学校・高等専門学校用】

太枠欄に記入してください。

(受付番号) 1

- ① 学校の年間授業料のみを記入してください。
② 別表を参照し、貸付限度額の範囲内で希望する借入金額(年額)を記入してください。

年間授業料
希望する借入金額(年額)

入学年月 卒業予定年月 修業年限
※数字を記入してください。

振込口座届 太枠欄に正確に記入してください。誤りがあれば送金が遅れる場合があります。

※ 生徒本人名義で、ゆうちょ銀行(通常貯金)又は下記の5銀行(普通預金)のいずれかの口座内容を正確に記入し、通帳コピーをCに貼付してください。(★裏面を参照してください。)

① 預貯金口座名義人(生徒本人)
② 通帳記号
③ 通帳名
④ 銀行および本・支店名
⑤ 銀行番号 ⑥ 店番号 ⑦ 口座番号
指定金融機関・銀行番号表

記入例をよく読んで記入

アンケートにご協力ください
問1. 大阪府育英会の奨学制度を知っていましたか?
問2. どのように知りましたか?(複数回答可)

育英会使用欄
学校番号 枝番 学科 算出額(1) 算出額(2) 算出額(3) 算出額(4)

A

注) 別紙 **記入例** を参照のうえ、記入してください。

～ 令和3年度 大阪府育英会奨学生申込書 ～

公益財団法人大阪府育英会 理事長 様

公益財団法人大阪府育英会の「奨学生申込みのしおり」の記載内容に同意のうえ、令和3年度大阪府育英会奨学生に申込みます。

この申込書は、必ず「黒のボールペン」で各自が自筆で記入してください。

記入年月日 2021年 5月 7日

1 **記入例**

★ 記入上の注意事項について ★

「注意事項」をよく読んで必ず黒のボールペンを使用し、正確に各自がそれぞれ自筆で記入してください。また、「同上」・「//」などの同上記入は不可です。

この申込書を記入する日付を書いてください。

消えるペン不可!

在学 学校名	私立	〇〇北高等	学校	普通	学科 (コース)	現在の学年 を記入して ください。
申込者(生徒)氏名 (カタカナで左づめで記入してください。) *姓と名は1マスあけ、濁点・半濁点は1マス使用	シ ヨ ウ カ ク ノ ソ ミ					
申込者 (借用)	関子 仰三		男	西暦	17	年 8 月 17 日
住所	〒534 - 0000		大阪市〇〇区〇〇町1-2-3			

生徒本人が記入 (代筆不可)

生徒本人 記入欄

- ・在学学校名等を記入してください。現在の学年も忘れずに記入してください。
- ・生徒本人氏名(漢字)、フリガナ、生年月日、性別、住所、電話番号を正確に記入してください。
- ・申込者(生徒本人)氏名は、カタカナで、左づめで記入してください。

姓と名の間は1マスあけてください ↓あける

シ ヨ ウ カ ク ノ ソ ミ

濁点、半濁点は1マス使用してください

※ 連帯保証人は保護者(父母等)とします。保護者以外の場合は、事情等を詳細に記載した事情書の添付が必要です。

氏名	フリガナ	ショウガク	タロウ	続柄	生年月日
将学 太郎	父		昭利	50	年 4 月 10 日
住所	〒		大阪市〇〇区〇〇町1-2-3		

保護者が記入 (代筆不可)

連帯保証人 記入欄

連帯保証人氏名(漢字)、フリガナ、生年月日、住所、続柄(生徒との関係)、電話番号をのりなく記入してください。

※注意※
連帯保証人は、保護者(父母等)としてください。
保護者以外の場合は、特別な事情(破産等)を詳細に記載した事情書の添付が必要です。

※ 申込者(生徒本人)が未成年者の場合は、下記の親権者欄に記入してください。

母(父)子世帯の場合は、「1」を記入してください。 →

生徒の父 氏名	フリガナ	ショウガク	タロウ	生年月日
奨学 太郎	父		昭利	50
住所	〒		大阪市〇〇区〇〇町1-2-3	
生徒の母 氏名	フリガナ	カズ子	イロハ	生年月日
	母		平成	1976
住所	〒		大阪市〇〇区〇〇町1-2-3	

親権者それぞれが記入 (代筆不可)

親権者 記入欄

- ・未成年者の申込みには親権者の同意が必要です。生徒の父、母がそれぞれ記入してください。
- ・親権者と連帯保証人が同一人であっても省略せず、必ずそれぞれ記入してください。

母子世帯の場合は父の欄に、父子世帯の場合は母の欄に斜線を引き、必ず「1」を記入ください。

訂正方法

2本線で抹消し、余白に書き直してください。

(訂正印は不要です。)

(例) ~~大阪市中央区谷町2-20~~
大阪市都島区網島町6-20

※ 親権者がいない場合は、後見人が自署してください。

氏名 生徒との続柄 ()	フリガナ	生年月日
		昭和 平成 西暦
住所	〒	自宅Tel () - 携帯Tel () -

後見人 記入欄

- ・後見人(父母に代わって親権を行う者)に指定されている方が、記入してください。
- ・生徒との続柄()を必ず記入してください。

B 票の記入例は裏面にあります。

B

【私立高等学校・専修学校・高等専門学校用】

太枠欄に記入してください。

① 学校の年間授業料のみを記入してください。授業料の減額又は免除を受けている者（特待生）は、特待生にチェックし、減額または免除後の額を記入してください。

② 別表を参照し、貸付限度額の範囲内で希望する借入金額（年額）を記入してください。
 * 限度額に千円単位に切り上げます。
 * 限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

- ・全日制は、1
- ・定時制は、2
- ・通信制は、3
- ・多部制は、4

記入例

年間授業料

5	7	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---

希望する借入金額（年額）

1	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---

入学年月 卒業予定年月 修業年限

1	2	0	2	1	0	4	2	0	2	4	0	3	3	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

★ 記入上の注意事項について ★

- ・年間授業料を記入してください。※諸経費等は含みません！
- ・特待生の場合は、☑をし、減額又は免除後の額を記入してください。

貸付限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。
授業料が年間0円の方は100000円
 必ず記入してください。

【記入例】・最短修業年限が3年の場合

現在の学年が 1年	入学年月：2021年4月	卒業予定年月：2024年3月
現在の学年が 2年	入学年月：2020年4月	卒業予定年月：2023年3月
現在の学年が 3年	入学年月：2019年4月	卒業予定年月：2022年3月

振込口座届 太枠欄に正確に記入してください。誤りがあれば送金が遅れる場合があります。

※ 生徒本人名義又は下記の5銀行（普通預金）のいずれかの口座内容を正確に記入してください。（★裏面を参照してください。）

① 預貯金口座名義人（生徒本人）

フリガナ	ショウガク	ノゾミ
氏名(漢字)	奨学	希望

● ゆうちょ銀行の場合

② 通帳記号	③ 通帳番号

● 銀行の場合（※右の5行のいずれか）

④ 銀行および本・支店名		
銀行	本・支店	
⑤ 銀行番号	⑥ 店番号	⑦ 口座番号

※※注意※※

- ・貯蓄口座や積立口座には送金できません。
- ・ゆうちょ銀行の場合は、送金機能が付いているか確認してください。
- ・2年以上口座を使用していない場合、休眠口座となり、使用できない可能性があります。

どちらかに記入してください

<指定金融機関・銀行番号>

三菱UFJ	三井住友	りそな	関西みらい	池田泉州
0005	0009	0010	0159	0161

◆ 奨学金振込口座届における注意事項 ◆

- ★ 必ず、生徒本人名義の口座で届出を行ってください。保護者名義の口座での届出はできません。
- ★ 「ゆうちょ銀行」または、「指定する5つの銀行」のいずれかを選択してください。これ以外の銀行では取扱いできません。
- ★ 生徒名義のゆうちょ銀行をお持ちですので、ゆうちょでの登録をおすすめします。
- ★ 銀行によっては、2年以上使用していない場合は休眠口座となり、使用できない可能性があります。最近になって使用している口座で届出を行ってください。

<口座の記入方法>

● ゆうちょ銀行の場合

② 通帳記号	③ 通帳番号
1 2 3 4 0	0 0 1 2 3 4 5 1

右づめしてください ⇒⇒⇒

● 銀行の場合

④ 銀行および本・支店名		
三菱UFJ	都島	
銀行	本・支店	
⑤ 銀行番号	⑥ 店番号	⑦ 口座番号
0 0 0 5	0 3 0 0	1 2 3 4 5 6

右づめしてください ⇒⇒⇒

下の5つの銀行のいずれかの口座を記入してください。

<指定金融機関・銀行番号>

三菱UFJ	三井住友	りそな	関西みらい	池田泉州
0005	0009	0010	0159	0161

※ 銀行の合併や店舗統廃合などで、番号に変更があった場合は、最新のものを記入してください。

～ アンケートにご協力ください ～

保護者が記入してください。該当する番号の☐にチェック「✓」してください。

問1. 大阪府育英会の奨学制度を知っていましたか？

☐ ① 高校等入学前から知っていた。 ☐ ② 高校等入学後に知った。 ☐ ③ 今回知った。

問2. どのように知りましたか？（複数回答可）

☐ ① 学校の進路相談や説明会 ☐ ② 今回の奨学生募集 ☐ ③ 友人・知人

☐ ④ 市町村の相談窓口 ☐ ⑤ 大阪府・市町村の広報紙 ☐ ⑥ ホームページ

☐ ⑦ その他（ ）

ご協力ありがとうございました。

<育英会使用欄> 注) この欄は、記入しないでください。

101 予在	102 学校番号	108 枝番	110 算出額(1)	115 算出額(2)	127 134 生非	135 136 高専 課程
2			116	121 128	133	2
137 希望額	140 141 142 算出額(3)	147 154 算出額(4)	159 166 196 167	169	197	

申込書 A票・B票 記入後は、C票に必要書類をのり付けしてください。
 必要書類は、C票を参照してください。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の場合の貸付限度額

別表 1

<貸付額> ・年収めやす800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす800万円以上1,000万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）

<所得判定額> 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額
（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）

全日制

≪授業料が年間60万円（大阪府の標準授業料）の学校の場合≫

[] 内は、扶養する子どもの人数

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(② + ③) 合計	保護者負担額 ① - (②+③)	貸付限度額	備 考	
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	600,000円	396,000円	204,000円	600,000円	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額（年間）は、『その他教育費』の10万円となります。	
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	600,000円	118,800円	[1人]	281,200円 (保護者負担)	400,000円	200,000円	300,000円	・『授業料実質負担額』 + 『10万円』 の範囲内での貸付となります。 ・扶養する子どもの人数で支援補助金の額が変わります。(※2) ・授業料にかかわらず保護者の負担額は変わりません。
				[2人]	381,200円 (保護者負担)	500,000円	100,000円	200,000円	
				[3人~]	481,200円 (保護者負担)	600,000円	0円	100,000円	
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	600,000円	118,800円	[1人]	0円 (保護者負担)	118,800円	481,200円	240,000円	・扶養する子どもの人数で支援補助金の額が変わります。(※2) また、貸付限度額（年額）も異なります。(※3) ・授業料が60万円を超える学校の場合、その超えた額と左記負担額の合計額が保護者の負担額となります。
				[2人]	181,200円 (保護者負担)	300,000円	300,000円	100,000円	
				[3人~]	381,200円 (保護者負担)	500,000円	100,000円	0円（貸付対象外）	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	600,000円	0円（全額保護者負担）	0円	0円	600,000円	240,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。	

※ 注 意 ※
 扶養する子どもの人数が確定するまでは、子どもの人数を1人として貸付額を算定します。
 そのため、貸付超過が生じる場合があります。超過貸付分については、返還していただきます。
 （扶養する子どもの人数は、『大阪府授業料支援補助金』の申請状況確認後に確定します。）

≪授業料が年間45万円の学校の場合≫

[] 内は、扶養する子どもの人数

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(② + ③) 合計	保護者負担額 ① - (②+③)	貸付限度額	備 考	
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	450,000円	396,000円	54,000円	450,000円	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額（年間）は、『その他教育費』の10万円となります。	
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	450,000円	118,800円	[1人]	131,200円 (保護者負担)	250,000円	200,000円	300,000円	・『授業料実質負担額』 + 『10万円』 の範囲内での貸付となります。 ・扶養する子どもの人数で支援補助金の額が変わります。(※2) ・授業料にかかわらず保護者の負担額は変わりません。
				[2人]	231,200円 (保護者負担)	350,000円	100,000円	200,000円	
				[3人~]	331,200円 (保護者負担)	450,000円	0円	100,000円	
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	450,000円	118,800円	[1人]	0円 (保護者負担)	118,800円	331,200円	240,000円	・扶養する子どもの人数で支援補助金の額が変わります。(※2) また、貸付限度額（年額）も異なります。(※3)
				[2人]	31,200円 (保護者負担)	150,000円	300,000円	100,000円	
				[3人~]	231,200円 (保護者負担)	350,000円	100,000円	0円（貸付対象外）	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	450,000円	0円（全額保護者負担）	0円	0円	450,000円	240,000円	※ 貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。	

通信制

≪授業料が年間25万円（1単位あたり10,000円、年間25単位）の学校の場合≫

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	保護者負担額 ① - ②	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	250,000円 (10,000円 × 25単位)	0円	100,000円	授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額（年間）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	250,000円	120,300円 (4,812円 × 25単位)	(保護者負担) 129,700円 (5,188円 × 25単位)	230,000円	『授業料実質負担額』 + 『10万円』 の範囲内での貸付となります。
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	250,000円	120,300円 (4,812円 × 25単位)	(保護者負担) 129,700円 (5,188円 × 25単位)	130,000円	『授業料実質負担額』 の範囲内での貸付となります。(上限24万円)
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	250,000円	250,000円（全額保護者負担）	0円	240,000円	

※ 年収めやす590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、1単位あたり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

(※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合のものです。
 (※2) 年収めやす590万円以上910万円未満の世帯で、子どもを生徒本人を含めて2人以上扶養する世帯については、「多子世帯」としてさらに手厚い支援を受けることができます。
 （生徒本人と人数に含める子どもが同じ保護者に扶養されていることが必要です。）
 ・年度末年齢が19歳以上の子どもを人数に含める場合は、以下学校に在籍していることが必要です。

- <高校段階> 国の就学支援金の対象となる以下の学校
 ○ 国公立高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）
 （専攻科を含む。別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く。）
 ○ 公立専修学校（高等課程）
 ○ 国公立高等専門学校
 ○ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所（※）
 ○ 「調理師法」に基づく調理師養成施設（※）
 ○ 「製菓衛生師法」に基づく製菓衛生師養成施設（※）
 ○ 「理容師法」に基づく理容師養成施設（※）
 ○ 「美容師法」に基づく美容師養成施設（※）
 ○ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（文部科学省告示で指定）
 (※) 専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

<大学段階>
 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）
 （いわゆる浪人生については、高等学校等卒業後1年間に限り人数に含めます。）
 (※3) 所得判定額の合算（保護者合算）が251,100円以上304,200円未満（年収めやす800万円以上910万円未満）の世帯のうち、府内の私立高校生を含んで2人以上の子どもの世帯で大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外・大阪府外の学校に在学の場合の貸付限度額

別表2

<貸付額> ・年収めやす800万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
 ・年収めやす800万円以上1,000万円未満 ----- 『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）

※千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げた金額が貸付限度額となります。

<所得判定額> 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）

全日制

※ 年収めやす590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、39万6,000円ですが、授業料が39万6,000円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

◀授業料が年間60万円の学校の場合（授業料<国>就学支援金）▶

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料	(国) 就学支援金	保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	600,000円	396,000円	204,000円	304,000円	・貸付限度額（年間）は、『授業料実質負担（保護者負担）額』（以下、『保護者負担額』という。）に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。 （千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	600,000円	118,800円 ----- 481,200円 -----		582,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	600,000円			240,000円	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	600,000円	600,000円 (全額保護者負担)		240,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。

◀授業料が年間35万円の学校の場合（授業料<国>就学支援金）▶

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料	(国) 就学支援金	保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	350,000円	350,000円	0円	100,000円	・『保護者負担額』は無償となります。 貸付限度額（年間）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	350,000円	118,800円 ----- 231,200円 -----		332,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 （千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	350,000円			232,000円	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	350,000円	350,000円 (全額保護者負担)		240,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。

通信制

※ 年収めやす590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、1単位あたり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

◀授業料が年間25万円（1単位あたり10,000円、年間25単位）の学校の場合（授業料<国>就学支援金）▶

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料	(国) 就学支援金	保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	250,000円 (10,000円 × 25単位)	0円	100,000円	・『保護者負担額』は無償となります。 貸付限度額（年間）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	250,000円	120,300円 (4,812円 × 25単位)		230,000円	・貸付限度額（年額）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	250,000円			129,700円 (5,188円 × 25単位)	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	250,000円	250,000円 (全額保護者負担)		240,000円	・『保護者負担額』の範囲内での貸付となります。（上限24万円）

◀授業料が年間37万5千円（1単位あたり15,000円、年間25単位）の学校の場合（授業料<国>就学支援金）▶

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授業料	(国) 就学支援金	保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	375,000円	300,750円 (12,030円 × 25単位)	74,250円 (2,970円 × 25単位)	175,000円	・貸付限度額（年間）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	375,000円	120,300円 (4,812円 × 25単位)		355,000円	・貸付限度額（年額）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	375,000円			254,700円 (10,188円 × 25単位)	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	375,000円	375,000円 (全額保護者負担)		240,000円	・『保護者負担額』の範囲内での貸付となります。（上限24万円）

(※) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合のものです。

C

ここに3枚貼る

● 次の1・2・3の書類を、このように貼ってください。

1. 収入に関する証明書（コピー可）

2. 申込者（生徒本人）及び保護者の住民票

（原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの）
※裏面の「住民票提出における注意事項」を必ず読んでください。

3. 指定銀行の通帳コピー（表紙の裏面）（生徒本人名義）

証明書等の上部を上にして、表向きに貼ってください。
（2枚以上の場合は、重ねてのり付けしてください。）

1

収入に関する証明書は保護者全員分必要

※『課税証明書』の場合は、必ず「課税標準額（課税総所得金額）」、「調整控除額」が記載されたものを提出してください。
※『特別徴収税額の決定・変更通知書』の場合、「調整控除額」は、「税額控除額」に含まれた形で記載されます。「調整控除額」確認のため、追加で「調整控除額」の記載がある『課税証明書』の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

保護者 ↑		要注意！記載のないものは不可
1	給与収入の方 （サラリーマンなど）	◎令和2年度 市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用） （*）昨年5月下旬から6月上旬に、勤務先から交付されたものです。 非課税の方についても、交付されています。
2	給与収入以外の方 （自営業者など）	◎令和2年度 市（町村）民税・府民税納税通知書兼税額決定（充当）通知書 （*）昨年6月中に市町村の税務担当課から送付されたものです。 お住まいの地域により、非課税の方には送付されていない場合があります。

生活保護世帯以外は令和2年度の課税証明書

生活保護世帯は生活保護受給証明書

- ※注意※
1. 源泉徴収票、確定申告書、非課税通知書等は、証明書として使用できません。
 2. 保護者全員の証明書を提出してください。
（ただし、上の1～3の証明書において、扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に「*」・「★」・「1」・「有」が記載されている場合は、配偶者の証明書は不要です。）
 3. 上記1・2の両方の収入がある方は、両方の証明書を提出してください。

ひとり親の方は追加でひとり親家庭医療証のコピーも提出が必要

事 務 内 容	必 要 書 類 等
■ひとり親家庭の場合 上記 1～3 の証明において、本人該当区分の寡婦・特定の寡婦・寡夫欄に*印・★印等が記載されていない場合	◎『ひとり親家庭医療証』のコピー 上記のコピーが提出できないときは、その事実が確認できる書類 （続柄を表示した世帯全員の住民票等）
■海外勤務などで、住民税が非課税の場合	◎令和元年（平成31年）中の給与支払証明書 （当会所定の様式）
■解雇等による失職・転職、その他著しい収入減が見込まれる場合	◎申込時から1年以内に交付された『雇用保険受給資格者証』 又は『離職票（証明書）』のコピー ◎退職日までの源泉徴収票 ◎前年の収入証明書等

【 収入に関する証明書の見本 】 <大阪市の例>

《参考》 申込資格および貸付額算定にあたっての算式

$$【算式】 \text{市町村民税の課税標準額 (A)} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額 (B)}$$

●市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

This form contains various sections for tax calculation, including income details, deductions, and a summary table. A green box highlights the '課税標準額' (Tax Standard Amount) section, which includes '課税標準額 (A)' and '調整控除額 (B)'.

This certificate shows the '課税標準額' (Tax Standard Amount) and '調整控除額' (Adjustment Deduction Amount) for the taxpayer.

① 課税標準額

※※ 注意 ※※
 『特別徴収税額の決定・変更通知書』の場合、
 「調整控除額」は、「税額控除額」に含まれた形で記載されます。
 このため、調整控除以外に何らかの税額控除が適用されている場合は、「調整控除額」が確定できません。
 場合によっては、追加で「調整控除額」の記載がある『課税証明書』の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

●市民税・府民税証明書

This certificate provides the necessary information for employers to determine the tax standard amount and adjustment deduction amount.

役所で「課税標準額と調整控除額の記載が必要」と言って取得してください。

市区町村によっては記載のない課税証明書があります。河内長野市は記載がありません。

This section shows the calculation of the tax standard amount, including the total income, deductions, and the final tax standard amount.

(その2)

This section shows the calculation of the adjustment deduction amount, including the total income, deductions, and the final adjustment deduction amount.

② 調整控除額

重要

2

住民票提出におコピー不可

1. 住民票の提出 (申込書に票を貼付)

◎ 申込者(生徒本人)及び保護者全員分の提出が必要になります。

保護者が父母の場合は、両方の提出が必要です。

(世帯全員の住民票でなくても結構です。ただし、ひとり親の証明書類として提出する場合は、世帯全員の住民票(続柄表示)を提出してください。)

◎ 原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

コピーや古いものは使用できません。 下図(注1)

◎ 個人番号(マイナンバー)が表示されている場合は受付できません。ご注意ください。

下図(注2)

ひとり親の証明書類として提出する場合は、世帯全員分(続柄表示有り)が必要

2. 保護者が外国籍の方

(1) 保護者が外国籍の場合は、次の表のとおり申込資格に制限があります。

申込資格	在留資格(注)
あり	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者(※)
なし	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計事務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、技能実習、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動

(注)「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」によるものです。

(2) 在留資格確認のため、住民票の『在留資格』の表示が必要です。 下図(注3)

(3) 定住者(※)については、永住者もしくは永住者の配偶者等に準ずると当会が認めたものに限りです。(当会所定の申立書の提出が必要です。)

<大阪市の見本>

住民票

大阪市〇〇区
住 居 〇〇区綱島町6番20号
世帯主 奨学 太郎

1
氏名 奨学 太郎
生年月日 昭和50年4月10日
性別 男 続柄 世帯主
住所を定めた年月日 平成〇〇年〇月〇日
本籍 記載省略
前住所 記載省略
前住所 記載省略
届出 大阪府〇〇市〇〇区〇〇番〇〇号から転入

2
氏名 奨学 花子
生年月日 1976年1月1日
性別 女 続柄 妻
住所を定めた年月日 平成〇〇年〇月〇日
本籍 記載省略
前住所 記載省略
前住所 記載省略
届出 大阪府〇〇市〇〇区〇〇番〇〇号から転入

3
氏名 奨学 希望
生年月日 平成17年8月10日
性別 女 続柄 子
住所を定めた年月日 平成〇〇年〇月〇日
本籍 記載省略
前住所 記載省略
前住所 記載省略
届出 大阪府〇〇市〇〇区〇〇番〇〇号から転入

4
氏名 *** 以下余白 ***
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

5
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

6
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

7
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

8
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

9
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

10
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

11
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

12
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

13
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

14
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

15
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

16
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

17
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

18
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

19
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

20
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

21
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

22
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

23
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

24
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

25
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

26
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

27
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

28
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

29
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

30
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

31
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

32
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

33
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

34
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

35
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

36
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

37
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

38
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

39
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

40
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

41
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

42
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

43
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

44
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

45
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

46
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

47
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

48
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

49
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

50
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

51
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

52
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

53
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

54
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

55
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

56
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

57
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

58
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

59
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

60
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

61
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

62
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

63
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

64
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

65
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

66
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

67
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

68
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

69
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

70
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

71
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

72
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

73
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

74
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

75
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

76
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

77
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

78
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

79
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

80
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

81
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

82
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

83
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

84
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

85
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

86
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

87
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

88
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

89
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

90
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

91
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

92
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

93
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

94
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

95
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

96
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

97
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

98
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

99
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

100
氏名
生年月日
性別
住所を定めた年月日
本籍
前住所
前住所
届出

個人番号 記載省略 住
市民となった年月日 昭

(注2) 個人番号(マイナンバー)が表示されている場合は、受付できません。

国籍・地域: 東国
第30条の45に規定する区分: 中長期在留者
在留カード等の番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
在留資格: 日本人の配偶者等
在留期間等の満了の日: 〇〇年〇月〇日

(注3) 保護者が外国籍の方は、表示が必要です。表示をされた場合は「在留カード」又は「特別永住者証明書(カ)」のコピーを添付してください。どちらもない場合は、受付できません。

複数枚ある場合はすべて提出。バラバラにしない。

(1/1)

《※ 注意 ※》

この表記で「1/2」「2枚中、うち1枚」のように複数枚ある場合は、必ずすべて提出してください。綴りを解いたもの(バラバラにしたものや一部の書類を抜いたもの)では、受付できません。申込者(生徒本人)と保護者以外の同居人(兄弟等)の分を抜かないようご注意ください。

令和3年4月〇〇日

(注1) 当会に提出する日から3ヶ月以内に発行された原本を提出(コピー不可)

3

【通帳コピーにおける注意事項】

■ ゆうちょ銀行の場合（通常貯金）

生徒本人名義の口座

左のページをコピーして提出してください。

※ 送金機能がないと、振込できません

《確認方法》

① 振替口座開設に「○」印がある。

② 上限額に金額の印字がある。

① または ② の場合、振込可能です。

※ どちらもない場合は、ゆうちょ銀行へお問い合わせください。

* 預金種目も確認してください。

通常貯金・普通口座 総合口座のいずれか

記号 番号
12340 123451

シウガク ノゾミ 様

株式会社 ゆうちょ銀行 印

振替口座開設(送金機能) ○

通常貯金ご利用の上限額 10,000,000 円 確認

ご利用欄

銀行使用欄

この口座を○○○○・……………

【店名】

【店番】○○○ 【預金種目】普通預金 【口座番号】○○○○○○○○

■ その他の銀行の場合（下記銀行以外の口座は使用できません。）

- ・三菱UFJ銀行
- ・三井住友銀行
- ・りそな銀行
- ・関西みらい銀行
- ・池田泉州銀行

普通預金（総合口座）

口座名義人、口座番号、支店番号、支店名が記載されているページ（通帳表紙の次のページ）のコピーを提出してください。

※ 通帳がないタイプの口座の場合、キャッシュカードのコピーやインターネットバンキングログイン後に各銀行が用意している「通帳表紙イメージ」や「口座番号連絡書」などをプリントアウトしたもので結構です。

※ 通帳のコピー等は、**C** 票にのり付けしてください。

このページには、のり付しないでください。

奨学資金借用証書

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

私は、貴会より下記金額を借用します。
 ついては、裏面に記載の貴会奨学金貸付返還規程等を守り、約束どおり返還することを下記の者連署して誓約します。
 万一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとられても異議ありません。
 また、連帯保証人に対する履行の請求をした場合は、借用人に対してもその効力が及ぶことに同意いたします。
なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについても同意いたします。

※奨学資金の借入金額(年額)は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生の希望する額とする。
 (大阪府育英会奨学金貸付返還規程第11条第1項)
 ※育英会は、奨学生の保護者の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で貸付年額を奨学生に通知する。
 (大阪府育英会奨学金貸付返還規程第14条第1項)
 ※奨学資金貸付時期及び額は、貸付年額に応じ定める。
 (大阪府育英会奨学金貸付返還規程第13条第1項及び同施行細則第9条及び第10条)

借入期間	借入年数	希望する借入金額(年額)	借入額計
2021年4月～20 年 月	年 か月	円	円

借用金額

百万	十万	万	千	百	十	円
----	----	---	---	---	---	---

借用金額の記入ミス・訂正は不可。
 新しい借用証書に書き直してください。

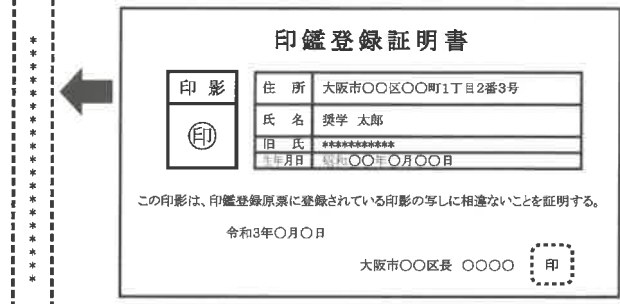
(注) この借用証書は、各自自署し、各自の印で捺印してください。
 記入については、別紙記入例をよく読んでから、記入してください。 記入日: 年 月 日

在学学校名	(学校名)	○をしてください↓ 学校 全日制 通信制 定時制 多部制	科(コース)
-------	-------	------------------------------------	--------

借用人 (奨学生本人)	氏名	(フリガナ)	性別	男・女
	住所	〒 -	生年月日	昭和 平成 西暦 年 月 日生
	勤務先	勤務先名 住所 〒 -	連絡先	(自宅) (携帯) - -
連帯保証人	氏名	(フリガナ)	実印	性別 男・女
	住所	〒 -	連絡先	(自宅) (携帯) - -
	勤務先	勤務先名 住所 〒 -	電話	- -
親権者 同意欄 借用人(奨学生本人)が未成年者の場合必ず記入してください。	父(後見人) 続柄	氏名 (フリガナ)	印	生年月日 昭和 平成 西暦 年 月 日生
	母	氏名 (フリガナ)	印	生年月日 昭和 平成 西暦 年 月 日生
	住所	〒 -	電話	(自宅・携帯) - -

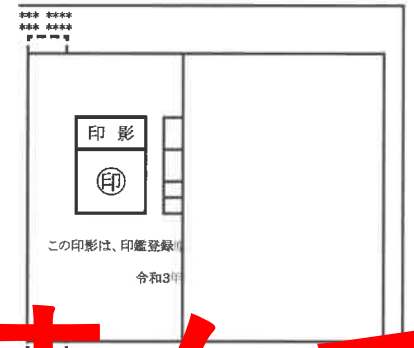
記入例をよく読んで記入

← 連帯保証人の印鑑登録証明書貼り付け位置



所定の位置に横向きでのり付けしてください。

連帯保証人の印鑑登録証明書をこの位置に貼り付けてください。



借用証書のサイズに収まるように折り曲げてください。

1 必ず各自で記入してください。
 (注) 同一筆跡と見受けられる場合は、書き直しを依頼することがあります。

2 連帯保証人の印は、実印を鮮明に捺印してください。

◎添付書類

連帯保証人の印鑑登録証明書
 (原本・当会に提出する日から3か月以内に発行されたもの)

借用人及び連帯保証人の誓約及び同意のもと、公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程等に基づいて奨学資金を貸与します。

大阪市都島区網島町6番20号
 公益財団法人 大阪府育英会
 理事長 植田 剛司

備考

○公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪府育英会（以下「育英会」という。）が、定款第3条に規定する目的を達成するため貸し付ける学費（以下「奨学金」という。）の貸付及び返還について、必要な事項を定めるものとする。（奨学生資格を有する者）

第2条 育英会から奨学金の貸付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校又は専修学校高等課程（これに準する各種学校は、大阪府内に設置されているものに限る。）（以下「高校等」という。）に進学を希望する者又は、高校等に在学する者で向学心に富みながら、経済的理由により修学が困難な者

(2) 奨学生の親権者又は未成年後見人（以下「保護者」という。）が、原則として大阪府内に住所を有する者

2 前項第1号の経済的理由により修学が困難な者の判断基準は、理事長が別に定める。

(奨学金の区分)

第3条 奨学金の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 奨学金 高校等在学中の授業料及びその他修学に必要な経費の支弁に充てる学費
(2) 入学時増額奨学金 高校等へ入学に必要な経費の支弁に充てるため高校等入学前に貸し付ける学費（大阪府内の高校生（大阪府内に在住し、他府県の高校に在籍している場合も含む。）による大阪府内の高校間における転学又は大阪府内の高校への転学（以下「高校間転学」という。）に伴う学費を含む。）

(奨学生の募集)

第4条 奨学生の募集は、次の各号のとおり行う。

(1) 予約募集 中学3年生及び既に中学校を卒業したが高校等に進学していない者を対象とする募集
(2) 在学募集 高校等に在学している者を対象とする募集
2 前項第1号の場合において、入学時増額奨学金の貸付にかかる募集を併せて行うものとする。
3 高校間転学による入学の場合の募集については、理事長が別に定める。（連帯保証人）

第5条 奨学生は、奨学金の貸付を受けることにより生ずる一切の債務について、連帯保証人一人を付さなければならない。ただし、理事長が特別の事情があるとき認めるときは、この限りではない。

2 前項の連帯保証人の資格要件は、理事長が別に定める。
3 連帯保証人に対する履行の請求は、借用人に対しても、その効力を生ずる。（申込手続）

第6条 予約募集に申し込む者（以下「予約申込者」という。）は、次に掲げる申込書類（以下「予約申込書類」という。）を、在学する学校の校長（以下「学校長」という。）を経て育英会に提出するものとする。

(1) 理事長が別に定める奨学生申込書
(2) 保護者の収入に関する証明書
(3) 予約申込者及び保護者の住民票
2 在学募集に申し込む者（以下「在学申込者」という。）は、次に掲げる申込書類（以下「在学申込書類」という。）を、学校長を経て育英会に提出するものとする。
(1) 理事長が別に定める奨学生申込書
(2) 保護者の収入に関する証明書
(3) 在学申込者及び保護者の住民票
(4) 奨学金借入証書（以下「借入証書」という。）
(5) 連帯保証人の印鑑登録証明書

3 前二項の申込において、予約申込者又は^{在学申込者}は、^{奨学生申込書}に連帯保証人とともに必要事項を自署しなければならない。
4 第二項の申込において、^{在学申込者}は、借入証書に連帯保証人とともに要事項を自署し、捺印しなければならない。
5 予約申込者及び^{在学申込者}が未成年の場合は、保護者が借入証書に自署捺印して、借入について保護者からの同意を得なければならない。
6 学校長は、予約申込書類及び^{在学申込書類}に不備を認め、認めない、理事長が別に定める推薦書（以下「奨学生推薦書」という。）を添付して、育英会に提出するものとする。
7 予約申込者のうち、中学校を卒業した者については、第一項の規定にかかわらず予約申込書類を直接育英会に提出するものとする。（奨学貸付予定者の決定）

第7条 育英会は、前条により提出された予約申込書類又は^{在学申込書類}及び^{奨学生推薦書}により、予約申込者又は^{在学申込者}が第2条第1項に規定する奨学生資格を有する者（以下「奨学生資格者」という。）であることを確認する。

2 奨学生資格者が奨学金を貸し付ける予定の者（以下「貸付予定者」という。）の定員を超える場合は、公益財団法人大阪府育英会奨学生選考委員会規程第1条に基づき設置した選考委員会の審議を経て、貸付予定者を決定する。ただし、奨学生資格者が貸付予定者の定員を超えるない期間内に、貸付予定者の審議を要せず育英会が選考委員会に報告する。

3 育英会は、前項の規定に基づき貸付予定者を決定したときは、理事長が別に定める通知書により学校長を経て申込者に通知する。ただし、^{在学申込の貸付予定者}が、^{以下「在学貸付予定者」という。}には、通知を要しない。

4 前条第7項の者については、直接申込者に通知する。（緊急貸付予定者の決定）

第8条 保護者の失職、被達、事故、病若しくは死亡等又は火災、風水害等の災害等により家計が急激に修学が困難になった者又は転学、転学、保護者の家計の変動等により経済的に修学が困難になった者が、奨学金の借入を希望するときは、その事由が発生した月から12月を超えるない期間内に、貸付予定者（以下「緊急貸付予定者」という。）として決定することができる。

2 前項の申込手続については第6条第2項から第6項まで、決定手続については前条第1項、第2項及び第3項ただし書の規定を準用する。（予約貸付予定者の貸付手続）

第9条 予約申込の貸付予定者（以下「予約貸付予定者」という。）が、高校等進学後に奨学金の貸付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期間内に次に掲げる申込書類を学校長に提出しなければならない。

(1) 借用証書
(2) 連帯保証人の印鑑登録証明書
(3) 進学届

2 予約貸付予定者が、入学時増額奨学金の貸付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期間内に次に掲げる申込書類を育英会に提出しなければならない。

(1) 入学時増額奨学金借入証書
(2) 連帯保証人の印鑑登録証明書

3 学校長は、第1項に規定する申込書類に不備がないことを確認のうえ、理事長が別に定める確認書（以下「奨学生入学確認書」という。）を添付して、育英会に提出するものとする。

4 第1項及び第2項の申込手続については、第6条第4項及び第5項の規定を準用する。（奨学生の採用決定）

第10条 育英会は、前条に定める手続を経て申込書類に不備がないこと等が確認できた予約貸付予定者及び^{在学貸付予定者}及び緊急貸付予定者を、奨学生として採用決定する。

2 育英会が、前項の規定に基づき奨学生として採用決定したときは、理事長が別に定める通知書により学校長を経て申込者に通知する。（奨学金の貸付年額）

第11条 奨学金の貸付年額は、在学する高校等の授業料年額に10万円を加えた額を限度とする額（以下「貸付限度額」という。）の範囲内で奨学生の希望する額とする。ただし、在学する高校等の設置者から授業料相当額の給付を受け、若しくは減額若しくは免除を受け、又は国の就学支援金により授業料相当額を給付された場合は、その額（以下「貸付控除額」という。）を減じた額を貸付限度額とする。

2 1単位あたりの授業料を設定する高校等の授業料年額の算出方法については、理事長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は、大阪府主管理部長と協議の上、同項の額の範囲内において、別途奨学金の年額を定めることができる。

4 緊急採用された奨学生の貸付の始期は、育英会が緊急採用を決定した日を含む月とする。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、採用した年度の4月を限度に遡ることができる。

5 緊急採用された奨学生の採用年度の奨学金の貸付年額は、第1項の規定に基づく奨学生の希望する額を12で除し、貸付の始期から当該年度末までの月数を乗じて得た額（千円未満切上げ）とする。

6 奨学金の貸付期間は、正規の最短修業期間とする。ただし、特別の事情があると認められるときは、理事長が別に定める。

(入学時増額奨学金の貸付額)
第12条 入学時増額奨学金の貸付額は、次の各号に掲げる額の範囲内で奨学生の希望する額とする。

(1) 公立・公立高校等に入学する者 50,000円
(2) 私立・私立高校等に入学する者 250,000円（通信制課程に入学する者は、150,000円）

(奨学金の貸付時期)

第13条 奨学金の貸付時期及び額は、貸付年額に応じ理事長が別に定める。
2 奨学金の貸付は、奨学生名義の預貯金口座への振込の方法により行うものとする。

3 入学時増額奨学金の貸付は、第9条第2項の規定により奨学生から提出のあった借用証書等を審査し不備がないと認められるときは、入学時増額奨学金の全額を理事長が別に定める期間内に奨学生名義の預貯金口座への振込の方法により行うものとする。（貸付額の通知及び変更）

第14条 育英会は、奨学生の保護者の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で貸付年額を奨学生に通知するものとする。
2 育英会は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額を貸付する年度の貸付限度額として決定し、学校長を通じて通知するものとする。

(1) 4月から6月まで 前項の貸付限度額に1/2分の3を乗じて得た額
(2) 4月から翌年3月まで 学校長の協力を得て、奨学生の保護者の前年の所得状況を確認し、貸付限度額に1/2分の9を乗じて得た額
3 奨学生は、奨学金の貸付を受けた年度において貸付済額が前項の通知による貸付限度額を上回る場合は、当該差額を返還しなければならない。
4 理事長は、理事長が別に定める書類に連帯保証人と連署し、捺印のうえ、学校長を経て育英会に提出することにより貸付限度額の範囲内で貸付年額を変更することができる。（奨学学原票）

第15条 育英会は、奨学生採用の初年度に別に定める奨学生原票を学校長に送付する。
2 奨学生及び連帯保証人は、奨学生原票に自署し、学校長に提出しなければならない。

3 学校長は奨学生の資格喪失後、奨学生原票を1年間保管しなければならない。（資格確認）

第16条 育英会は、学校長の協力を得て、奨学生としての資格を有することを確認するものとする。なお、確認方法については、理事長が別に定める。（奨学生の異動届出）

第17条 奨学生は、次の各号に該当するときは、理事長が別に定める書類に連帯保証人と連署し、捺印し、学校長を経て直ちに提出しなければならない。
(1) 休学、復学、転学、課程変更（同一の学校の別の課程への転学を異動することをいう。以下同じ。）、留学、留年又は退学等
(2) 奨学金の借り入れを休止するとき。
(3) 停学その他の処分を受けたとき。
(4) 奨学生の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
(5) 連帯保証人を変更するとき、又は連帯保証人が提出した印鑑登録証明書の氏名、住所に変更があったとき。（印鑑登録証明書を添付する。）

2 学校長は、前項の届出を受けた場合は、これを直ちに育英会に提出しなければならない。
(転学又は課程変更による奨学金の取扱)

第18条 奨学生は、奨学金の借入証書を受け、引き続き奨学金の貸付を受けようとする場合は、課程変更後3月以内に理事長が別に定める書類を提出することにより奨学金の貸付を受けるものとする。
2 前項の場合において、第15条の規定を準用する。

第19条 借付者が次の各号の一に該当するときは、奨学金の貸付を休止することとなる。
(1) 休学が長期にわたって欠けたとき（病氣その他やむを得ない事由により欠けた場合を除く。）

(2) 前項の事由により、奨学金の返還に著しく延滞したとき、学校長が成業の見込みがあると認め、かつ私立高校等の場合は、授業料を納付している場合を除く。
(3) 留年又は留学したとき。なお、特別の事情があると理事長が認めるときは、この限りではない。
(4) 休止の申出があったとき。
2 奨学生として適当でない事実が判明したときは、奨学金の貸付を休止することができる。

3 奨学金の貸付を休止する期間は、その事実の発生又は判明した日から終了したと確認できた日までとし、この期間中にある振込予定の奨学金の貸付を休止する。
(奨学金の貸付の復活)
第20条 前条の規定により奨学金の貸付を休止された者が、当該規定に該当しなくなった場合において、理事長が別に定める書類に連帯保証人と連署のうえ捺印し、学校長を経て願ひ出たときは、奨学金の貸付を復活することができる。（奨学金の貸付の廃止）

第21条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の貸付を廃止する。
(1) 奨学生としての資格を失ったとき。
(2) その他奨学生として適当でない事実のあったとき。（貸付額の通知）

第22条 育英会は、奨学金の貸付を受けた奨学生の奨学金の貸付が終了したとき又は奨学金の貸付が廃止されたときは、貸付した金額及び時期を理事長が別に定める通知書により学校長を経て奨学生に通知する。

2 奨学生は、前項に基づく通知を受けたときは、直ちに返還口座申込書を学校長を経て提出しなければならない。（奨学金の返還）

第23条 奨学金は無利息とし、貸付期間が終了した奨学生（以下「借用人」という。）は、貸付期間が終了した日を含む年度の3月31日の翌日から起算して6か月経過後から、別表に定める返還月額を口座振替の方法により毎月返還（以下「月賦返還」という。）しなければならない。

ただし、4月1日から5月31日までには進学等の異動届を提出し貸付が終了した奨学生は、貸付が終了した日を含む年度の4月1日から起算して6か月経過後から、返還しなければならない。
2 月賦返還において口座振替の方法により返還しない借用人が、期限の利益の喪失を予告する文書（以下「予告書」という。）を送付された後も口座振替せず3か月連続して口座振替しなかったときは、月賦返還を停止し、育英会が指定する振込用紙により年2回返還する方法（以下「半年賦返還」という。）に変更する。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、半年賦返還への変更を更に1か月猶予することができる。

3 前項の規定に基づき半年賦返還する額は、4月から9月まで又は10月から翌年3月までの半年間（以下「半年賦返還期間」という。）に月賦返還すべきであった額を合算した額（以下「半年賦返還額」という。）とする。ただし、半年賦返還に変更後の初回に返還する額（以下「初回半年賦返還額」という。）は、口座振替できなかった初回の月賦返還が含まれる半年賦返還期間中の返還額から当該期間中に月賦返還された額を減じた額とする。

4 第二項の規定により半年賦返還となった借用人において、割賦返還期限を経過した全ての割賦金を返還したときは、月賦返還に変更することができる。
5 借用人の責めに帰すべき事由により口座振替手続きが完了していないときは、完了するまでの間は半年賦返還とし、返還する額は、第3項本文により計算した額とする。ただし、口座振替手続きが完了して初回に月賦返還する額は、完了した月まで月賦返還すべきであった額を合算した額とする。
6 借用人に特別の事情があると理事長が認めたときには、別の返還方法で返還することができる。なお、返還方法は理事長が別に定める。

7 借用人が奨学金の返還を著しく延滞したときは、育英会は、催告書をもって期限の利益を喪失させ、直ちに返還未済額の全額を請求することができる。
8 第二項又は前項において、借用人が住所変更の届出を怠る、又は育英会からの予告書若しくは催告書を受領しない等の借用人の責めに帰すべき事由により、育英会の予告書若しくは催告書が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなし、期限の利益が失われたものとする。

9 借用人又は連帯保証人（以下「借用人等」という。）は、奨学金の全部又は一部を繰上げ返還することができる。

10 借用人等が奨学金を完済したときは、育英会は借用人等に完済されたことを通知する。（返還の猶予）

第24条 借用人が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、願ひ出により奨学金の返還を猶予することができる。
(1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき。
(2) 高等学校、高等専門学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学するとき。
(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受け、返還が困難と認められるとき。

(4) その他、理事長がやむを得ないと認める事由によって返還が困難となったとき。なお、やむを得ない事由は、理事長が別に定める。

2 返還猶予の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 前項第2号に該当するとき 同号に定める事由の継続年度中。
(2) 前項第1号、第3号又は第4号に該当するとき 当該年度内。さらにその事由が継続するときは、1年度ごとの願ひ出により、原則として5年を限度として延長することができる。
3 借用人が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当し、連帯保証人が第1項の事由に該当した場合は、奨学金の返還を猶予することができる。
(1) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により、借用人が債務について免責されたとき。（平成11年法律第225号）の規定による再生計画に基づく当該債務を完済したとき。
(2) 連帯保証人が前項に該当した場合の返還猶予の期間は第2項第2号と同じ扱いとする。
5 育英会は奨学金の返還を猶予する期間中において特に必要と認めたときは、その事由を証する書類を提出させることができる。
6 返還猶予期間中に奨学金の一部を返還した場合は、返還期日が先に到来するものから充当する。（返還の免除）

第25条 奨学生又は借用人が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、願ひ出により返還未済額の全部又は一部を免除することができる。なお、奨学生又は借用人が願ひ出できないときは、連帯保証人又は保護者から願ひ出ることができる。
(1) 死亡したとき。
(2) 身体若しくは精神の障がいにより労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受け、将来にわたって返還の見込みがないと認められるとき。
(3) 傷病又は疾病により就労が困難と認められ引き続き5年以上返還を猶予した場合で、将来にわたって返還の見込みがないと認められるとき。

(4) 借用人等が返還に著しく延滞したとき、かつ、連帯保証人による返還の猶予を認められるとき。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生計画に基づき当会の債務を完済し、かつ、借用人による返還が困難であると認められるとき。
(6) 借用人等、前項第1号の事由に該当することを確認でき、かつ、連帯保証人が返還の免除を願ひ出ることが困難であると認められるときは、返還未済額の全部又は一部を免除することができる。

第26条 借用人等が奨学金の返還を延滞したときは、延滞金を徴収するものとする。ただし、第23条第6項により返還している期間を除く。
2 前項に規定する延滞金の額は、半年賦返還における返還期限から延滞した期間が6日を超えるごとに、当該返還期間に返済すべき額のうち、延滞基準日以前に返済している元本の額を1割とする。ただし、初回半年賦返還に係る延滞金は、返還期限1日の最前日に到来する延滞基準日において延滞している元本の額に対し、3割とする。
3 奨学金の全額が返還されたときの延滞金の確定金額の全部は、10,000円未満であるときは、その全額を徴収しないものとする。（延滞金）

第27条 借用人等が奨学金の返還を延滞し、かつ、やむを得ない事由があるとき育英会が認めたときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。（徴収金の優先順位）

第28条 借用人等から奨学金の元本のほか延滞金及び督促費用を徴収する必要がある場合において、その者から支払われた額がこれらを合算した額に満たないときは、督促費用、元本、延滞金の順に充当する。（過剰金の取扱い）
第29条 返還があった場合において、育英会が受領した額が返還未済額を超えるため、返還が完済となったうえで残余の額（以下「過剰金」という。）が生じたときは、過剰金から返金にかかる手数料を除いた残額を返金する。ただし、返還金の支払を行った者の責めに帰さない事由等による場合は、この限りではない。

2 過剰金の額が返金にかかるとする手数料に満たない金額である場合は、前項の規定にかかわらず、当該過剰金の額を寄附金に振り替えるものとする。（業務の委託）

第30条 借用人等が奨学金の返還を延滞したとき、育英会は、債権管理回収業に関する特別措置法（平成11年政令第14号）に基づき法務大臣の許可を受けた債権回収会社に、管理回収にかかる業務を委託することができる。（返還の強制）

第31条 借用人等が、奨学金の返還を著しく延滞したときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手続に関する法令に定める手続を行うものとする。（返還未済額の全部の返還の強制等）

第32条 借用人等が、返還未済額の全部の返還（第23条第7項の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）の請求を受けてもその全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。
2 借用人等が、育英会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額の全部につき延滞金を徴収するものとする。この場合においては、第26条第2項の規定を準用する。（合意管轄）

第33条 本規程に基づく奨学金の貸付返還に関して紛争が生じた場合には、育英会の所在地の地方裁判所又は簡易裁判所に専属的合意管轄裁判所とする。（借用人の異動届出）

第34条 借用人が次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を育英会に届け出なければならない。ただし、借用人が届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出なければならない。
(1) 氏名、住所、勤務先その他借用証書記載の事項に変更があったとき。
(2) 連帯保証人を変更するとき、又はこれらの氏名、住所に変更があったとき。

届出事項	証明資料
借用人等の氏名、住所の変更	氏名、住所を変更する者の住民票
連帯保証人の変更	変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書

2 前項の事項について届け出るときは、次の証明書を添付するものとする。
3 借用人等から第1項に定める届出がなく、請求通知書等が返戻され返還が延滞したときは、育英会が大阪府を通じて当該市町村へ住民票等の請求をし、実居所確認の調査をすることができる。

(実施細目)
第35条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。（大阪府主管理部長との協議）

第36条 この規程により、がたい特別な事情が生じた場合、理事長は、大阪府主管理部長と協議の上、必要な事項について別に定めることができる。

別表（第23条関係）

入学時増額奨学金のみを借りた場合（返還方法は、月賦返還とする。）

返還月額	返還年額
4,000円	48,000円

奨学金のみを借りた場合

(返還方法は、月賦返還とする。)

返還総額	返還月額	返還年額
1,440,000円以下	8,000円	96,000円
1,440,000円超え1,620,000円以下	9,000円	108,000円
1,620,000円超え1,800,000円以下	10,000円	120,000円
1,800,000円超え1,980,000円以下	11,000円	132,000円
1,980,000円超え2,160,000円以下	12,000円	144,000円
2,160,000円超え2,340,000円以下	13,000円	156,000円
2,340,000円超え2,520,000円以下	14,000円	168,000円
2,520,000円超え2,700,000円以下	15,000円	180,000円
2,700,000円超え2,880,000円以下	16,000円	192,000円
2,880,000円超え3,060,000円以下	17,000円	204,000円
3,060,000円超え3,240,000円以下	18,000円	216,000円
3,240,000円超え3,420,000円以下	19,000円	228,000円
3,420,000円超え3,600,000円以下	20,000円	240,000円
3,600,000円超えの場合		240,000円に返還総額の3,600,000円超えの部分が180,000円までごとに12,000円を加算した額

入学時増額奨学金および奨学金を併用した場合

(返還方法は、月賦返還とする。ただし、定期増額型の返還方法は、6月及び12月の増額返還とする。)

返還総額	返還月額	定期増額型	返還年額
1,800,000円以下	10,000円	8,000円… 20,000円…	120,000円
1,800,000円超え1,980,000円以下	13,000円	11,000円… 23,000円…	156,000円
1,980,000円超え2,160,000円以下	14,000円	12,000円… 24,000円…	168,000円
2,160,000円超え2,340,000円以下	15,000円	13,000円… 25,000円…	180,000円
2,340,000円超え2,520,000円以下	16,000円	14,000円… 26,000円…	192,000円
2,520,000円超え2,700,000円以下	17,000円	15,000円… 27,000円…	204,000円
2,700,000円超え2,880,000円以下	18,000円	16,000円… 28,000円…	216,000円
2,880,000円超え3,060,000円以下	19,000円	17,000円… 29,000円…	228,000円
3,060,000円超え3,240,000円以下	20,000円	18,000円… 30,000円…	240,000円
3,240,000円超え3,420,000円以下	21,000円	19,000円… 31,000円…	252,000円
3,420,000円超え3,600,000円以下	22,000円	20,000円… 32,000円…	264,000円
3,600,000円超えの場合		264,000円に返還総額の3,600,000円超えの部分が180,000円までごとに12,000円を加算した額	

○公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程施行細則(抜粋)

(奨学金の貸付時期)

第9条 予約貸付で奨学生として採用決定した者の貸付時期は、5月、10月及び1月とする。

2 在学貸付で奨学生として採用決定した者の貸付時期は、7月、10月及び1月とする。

3 緊急貸付並びに高校間転学貸付で奨学生として採用決定した者の貸付時期は、採用決定した月の翌月、10月及び1月とする。

(奨学金の貸付金額)

第10条 奨学金の貸付金額は、貸付年額に応じ次のとおりとする。

学校区分	貸付年額	貸付金額
国公立	100,000円以下	1回目に全額
	200,000円以下	1回目に100,000円 2回目に残額の全部
	201,000～ 300,000円以下	1回目及び2回目にそれぞれ100,000円 3回目に残額の全部
私立	301,000円以上	貸付年額を3で除し、千円未満を切り上げた金額を1回目及び2回目に貸付 3回目に残額の全部
	200,000円以下	1回目に全額
	400,000円以下	1回目に200,000円 2回目に残額の全部
	401,000～ 600,000円以下	1回目及び2回目にそれぞれ200,000円 3回目に残額の全部
	601,000円以上	貸付年額を3で除し、千円未満を切り上げた金額を1回目及び2回目に貸付 3

「奨学資金借用証書」記入についての注意事項及び記入例

記入は、「必ず」

各自が自署し、

各自の印鑑を押してください。

(障がいや病気、けがなどの理由で署名が困難なため代筆される場合は、事情書の添付が必要です。)

連帯保証人の印鑑登録証明書を必ずのり付けしてください。

(提出日から3ヶ月以内発行の原本)

指定された期限(注)までに学校へ提出してください。

(注)提出期限は学校で確認してください。

奨学資金借用証書

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

私は、貴会より下記金額を借用します。
 ついては、裏面に記載の貴会奨学資金貸付返還規程等を守り、約束どおり返還することを下記の者連署して誓約します。
 万一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとられても異議ありません。
 また、連帯保証人に対する履行の請求をした場合は、借用人に対してもその効力が及ぶことに同意いたします。
 なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについても同意いたします。
 ※奨学資金の借入金額(年額)は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生の希望する額とする。
 (大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第11条第1項)
 ※育英会は、奨学生の保護者の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で貸付年額を奨学生に通知する。
 (大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第14条第1項)
 ※奨学資金貸付時期及び額は、貸付年額に応じて定める。
 (大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第13条第1項及び同施行細則第9条及び第10条)

借入期間	借入年数	希望する借入金額(年額)	借入額計
2021年4月～2024年3月	3年 0か月	100,000円	300,000円

借用金額 ￥ 3 0 0 0 0 0

← 記入ミスしたら書き直し

(注) この借用証書は、記入については、日付を記入してください。 記入日: 2021年5月7日

在学学校名 **大阪暁光高等学校** 全日制に丸 普通科か看護科

借用人(奨学生本人)	氏名	奨学 希望	性別	男	生年月日	昭和47年8月17日生
連帯保証人	氏名	奨学 太郎	性別	男	生年月日	昭和50年4月10日生
親権者同意欄	父(後見人)続柄	奨学 太郎	性別	男	生年月日	昭和50年4月10日生
	母	奨学 太郎	性別	男	生年月日	昭和50年4月10日生

生徒本人が記入(代筆不可)

実印

連帯保証人が記入(代筆不可)

親権者それぞれが記入(代筆不可)

※「同上」・「//」などの同上記入は不可です。

《借入期間等》
 【借入期間】卒業予定までの期間
 【借入年数】卒業までの正規の最短修業年限
 【希望する借入金額(年額)】
 申込書B票に記入した金額
 【借入額計】借入年数 × 希望する借入金額(年額)
 (例)希望する借入金額(年額)が 100,000円
 ・1年生の場合→最短3年で卒業
 × 3年 = 借入額計: 300,000円

× 1年 = 借入金額: 100,000円
 (例)希望する借入金額(年額)が 300,000円
 ・1年生の場合→最短3年で卒業
 × 3年 = 借入額計: 900,000円
 ・2年生の場合→最短2年で卒業
 × 2年 = 借入額計: 600,000円
 ・3年生の場合→最短1年で卒業
 × 1年 = 借入金額: 300,000円

《借用金額欄》
 ★借用金額 = 借入額計
 上の「借入額計」と同じ金額を記入してください。
 ※「借用金額」を間違えた場合は訂正できません!!
 (学校で新しい借用証書をもってください。)

大阪府育英会のホームページに「貸付限度額(年額)」の算出シートを用意しておりますので、ご利用ください!!

● 黒のペン又はボールペンで記入してください。消せるボールペンは使用できません。

● 記入事項を訂正する場合、定規で2本線を引き、その上部(余白)に書き直し、2本線の上には借用証書に使用した印鑑を押してください。
 (例) 大阪市都島区網島町6番20号
 大阪市中央区谷町2丁目2番20号

《在学学校名欄》
 ・在学する学校名、学科名(コース名)を記入してください。(普通(科)、総合学(科)、進学(コース)等)
 ・該当の課程を「○」で囲んでください。

《借用人欄》
 ・生徒本人が自署・捺印してください。
 ・生徒本人が返還の責任を負います。

《連帯保証人欄》
 ・連帯保証人本人が自署・捺印してください。
 ・必ず、実印(印鑑登録証明書と同じ印鑑)を捺印してください。

《親権者同意欄》
 ・生徒の親権者である父・母が、各自自署・捺印してください。
 ・母子世帯の場合は父の欄に、父子世帯の場合は母の欄に、斜線を引いて下さい。
 ・後見人が親権を行う場合は、後見人の字句を「○」で囲み、続柄を記入してください。



注) 質問は一例です。判断しかねる場合やご不明な点は、育英会にお問い合わせください。
 注) 各事例において採用をお約束するものではありません。審査の結果、不採用となる場合があります。
 注) 本文中の『事情書』については、所定の様式はございません。便箋等を使用してご記入ください。

● 申 込 関 係
 【申込資格について】

Q1 (単身赴任・国内)
 保護者が単身赴任で、住所を大阪府内にしている場合、生活の本拠が大阪府内で、経緯を記した『事情書』と

A. 生活の本拠が大阪府内で、経緯を記した『事情書』と会社発行の辞令などの写しを提出してください。なお、海外勤務者用の収入証明を提出していただく必要があります。育英会にご連絡ください。住民票を国内に置いている場合は、提出してください。

Q2 (単身赴任・海外)
 保護者が海外に赴任している場合、生活の本拠が大阪府内に

A. 生活の本拠が大阪府内で、会社命令等による赴任の場合は、資格外になりません。経緯を記した『事情書』と会社発行の辞令などの写しを提出してください。なお、海外勤務者用の収入証明を提出していただく必要があります。育英会にご連絡ください。住民票を国内に置いている場合は、提出してください。

Q3 (外国籍)
 保護者が外国籍の場合、申込むことはできますか？

A. 在留資格が、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」であれば申込みできます。必ず、住民票に在留資格を表示してください。但し、在留資格が「定住者」の場合は、将来日本に永住する意思確認のための『申立書』の提出が必要です。所定の『申立書』がありますので、育英会へご連絡ください。

【親権者について】

Q4 (行方不明・失踪) <※下表参照>
 保護者が行方不明の場合、申込書類の記入や提出はどのようにすればいいですか？

A. 経緯を記した『事情書』と「警察署の行方不明者届受理証明書」等の写しを提出してください。行方不明者の申込書類の記入や収入証明書他の提出は不要です。但し、提出書類を審査させていただいたうえで、追加書類を求める場合があります。

Q5 (DV) <※下表参照>
 配偶者からDV被害を受けています。申込書類の記入や提出はどのようにすればいいですか？

A. 経緯を記した『事情書』と「DVにかかる裁判所や役所などの証明書」等の写しを提出してください。加害者の申込書類の記入や提出は不要です。

Q6 (親権者と同居していない) <※下表参照>

分からないことがあれば ひとまずQ&Aで確認してください。

い。親権者の協力を
 」及び「連帯保証人
 (又は、叔父・叔母

Q7 (児童養護施設に入所している) <※下表参照>

A. 保護者がいる場合、保護者がいない場合で、記入方法や必要書類が異なります。育英会までお問い合わせください。

Q8 (離婚調停中) <※下表参照>

両親が離婚調停中の場合、申込書類の記入や提出はどのようにすればいいですか？

A. 離婚調停中でも、原則、両親の記入・書類提出が必要です。ただし、協力を得られない場合は、経緯を記した『事情書』と「家庭裁判所などの証明書」等の写しを提出してください。その際は、申込書類の記入や提出は不要ですが、提出書類を審査させていただいたうえで、追加書類を求める場合があります。

Q9 (離婚予定) <※下表参照>

両親が離婚を予定しており、別居中です。申込書類の記入や提出は必要ですか？

A. 両親の記入、書類提出が必要です。提出できない場合は、受付できません。ただし、DV被害などで協力を得ることができない場合は、事情を詳細に記した『事情書』と疎明できる資料の写しを提出してください。提出書類にもとづき審査いたします。また、弁護士に相談している場合は、『事情書』と「離婚協議の証明書類」等の写しを提出してください。

Q10 (離婚1：親権者でない親と同居) <※下表参照>

両親が離婚しており、親権者は母(又は父)ですが、父(又は母)と同居しています。申込書類の記入や提出はどのようにすればいいですか？

A. 親権者の記入・書類が必要ですが、特別な事情があり親権者の協力が得られない場合は、事情を詳細に記した『事情書』を提出してください。この場合、申込書類の「親権者欄」は空白とし、「後見人欄」に父(又は母)が記入してください。提出書類にもとづき審査いたします。

【参考】あくまで参考事例です。状況により父を母に、母を父に読み替えてください。また、祖父・祖母を叔父・叔母などに読み替えてください。

事例	保護者：父 状況	申込書記入 証明書提出	生徒の 居住	保護者：母 状況	申込書記入 証明書提出	生徒の 居住	生徒 状況	連帯保証人欄	親権者欄		後見人欄	備考(提出必要書類等)		
									父欄	母欄		住民票	収入証明	その他
Q4	行方不明	不可		生徒と居住		○	母と居住	母	(斜線)	母		全員	母	・『事情書』 ・行方不明不明者届受理証明書等の写し
Q5	DV加害者	不要		DV被害者		○	母と居住	母	(斜線)	母		生徒・母	母	・『事情書』 ・DVにかかる証明書等の写し
Q6	生徒と非居住	非協力	×	生徒と非居住	非協力	×	祖父・祖母 と居住	祖父または 祖母	(斜線)	(斜線)	祖父または 祖母	生徒 祖父母	祖父母	・詳細に事情を記した『事情書』
Q7	生徒と非居住	可 事情により不可	×	生徒と非居住	可 事情により不可	×	施設に入所	父または母 (免除)	父 (斜線)	母 (斜線)	施設長	全員 生徒	父母 (不要)	・施設在籍証明書等の写し (保護者の有無にかかわらず)
Q8	離婚調停中	可 非協力		離婚調停中		○	母と居住	父または母 母	父 (斜線)	母 母		全員 生徒・母	父母 母	【父非協力時】『事情書』および「離婚調停中にかかる証明書等の写し」
Q9	離婚予定	可 非協力		離婚予定 生徒と居住		○	母と居住	父または母 母	父 (斜線)	母 母		全員 父母 母	父母 母	【父非協力時】詳細に事情を記した『事情書』および「弁護士相談等の資料写し」
Q10	離婚/親権者	可 非協力		親権なし(離婚)		○	母と居住	父 母	父 (斜線)	(斜線) (斜線)		生徒・父 生徒・母	父 母	【父非協力時】 詳細に事情を記した『事情書』

(※) 提出された書類にもとづいて審査いたします。場合によっては、追加書類の提出をお願いすることがあります。審査の結果、不採用となる場合があります。

Q & A 裏面

Q11（離婚2：親権者が大阪府外に居住、親権者でない親と同居） <※下表参照>
両親が離婚しており、親権者は父（又は母）ですが、母（又は父）と同居しています。
親権者は、大阪府外に住んでいます。申込み可能でしょうか？

A. 親権者が大阪府外在住なので、資格外となり申込みできません。
但し、特別な事情がある場合は、事情を詳細に記した『事情書』を提出してください。
この場合、申込書類の「親権者欄」は空白とし、「後見人欄」に記入してください。
提出書類にもとづき審査いたします。

Q12（離婚3：親権者が行方不明、親権者でない親と同居） <※下表参照>
両親が離婚しており、親権者は父（又は母）ですが、行方不明の為、母（又は父）と同居しています。
申込み可能でしょうか？

A. 経緯を記した『事情書』と「警察署の行方不明者届受理証明書」等の写しを提出してください。
申込書類の「親権者欄」は空白とし、「後見人欄」に記入してください。
提出書類にもとづき審査いたします。

Q13（離婚4：内縁の夫（又は妻）と同居） <※下表参照>
内縁の夫（又は妻）がいる場合、申込書類の記入や提出はどのようにすればいいですか？

A. 内縁の夫（又は妻）は親権者（保護者）ではないので、申込書類の記入・書類の提出は必要ありません。（連帯保証人になれません。）

Q14（離婚5：親の再婚） <※下表参照>
親が再婚しましたが、養子縁組はしていません。
申込書類の記入や提出はどのようにすればいいですか？

A. 養子縁組していない場合は、親権者（保護者）ではないので、申込書類の記入・書類の提出は必要ありません。（連帯保証人になれません。）

【連帯保証人について】

Q15（債務整理）
保護者が、債務整理中（又は予定）です。連帯保証人になれますか？

A. なれません。債務整理中（又は予定）でない保護者を連帯保証人としてください。
連帯保証人になれる保護者がいない場合や特別な事情がある場合は、事情を記した『事情書』を提出のうえ、生徒の4親等内の親族を連帯保証人としてください。

●提出書類関係 【申込書について】

Q16（申込者氏名）
事情があり、学校で使用する名前と住民票の名前が違います。どちらを記入すればいいですか？

A. 住民票上の名前を記入してください。

Q17（氏名・外国籍）
外国籍ですが、申込書には本名を記入する必要がありますか？

A. 住民票上に通称が表示されていれば、通称で結構です。表示がない場合は、本名を記入ください。

【参考】あくまで参考事例です。状況により父を母に、母を父に読み替えてください。また、祖父・祖母を叔父・叔母などに読み替えてください。

事例	保護者：父 状況	申込書記入 証明書提出	生徒の 居住	保護者：母 状況	申込書記入 証明書提出	生徒の 居住	生徒 状況	連帯保証人欄	親権者欄		後見人欄	備考（提出必要書類等）		
									父欄	母欄		住民票	収入証明	その他
Q11	離婚／親権者 ＜府外在住＞	非協力		親権なし（離婚）		○	母と居住	母	（斜線）	（斜線）	母	生徒・母	母	【父非協力でDV等特別な事情がある場合】 詳細に事情を記した『事情書』
Q12	離婚／親権者 ＜行方不明＞			離婚／親権なし		○	母と居住	母	（斜線）	（斜線）	母	生徒・母	母	・詳細に事情を記した『事情書』 ・行方不明不明者届受理証明書等の写しなど
Q13	内縁の夫 （同居人）		○	親権者		○	両方と居住	母	（斜線）	母		生徒・母	母	「ひとり親家庭医療証」の写し または、続柄を表示した世帯全員の住民票
Q14	母と再婚 ＜養子縁組なし＞		○	親権者		○	両方と居住	母	（斜線）	母		生徒・母	母	「ひとり親家庭医療証」の写し または、続柄を表示した世帯全員の住民票

（※）提出された書類にもとづいて審査いたします。場合によっては、追加書類の提出をお願いすることがあります。審査の結果、不採用となる場合があります。

【収入に関する証明書について】

Q18（提出が必要な方）
証明書は、家族全員分が必要ですか？

A. 保護者の分だけで結構です。（世帯に収入を得ている兄や姉がいる場合でも、提出は不要です。）
配偶者が控除対象である場合、控除対象配偶者の証明書は提出する必要ありません。
（例：母が父の控除対象配偶者となっている場合、母の証明書は不要です。）
なお、事情があり、親権者や後見人がいないなどの場合は、生徒を扶養している方の証明書を提出してください。

Q19（調整控除）
提出する収入の証明書が『特別徴収税額の決定・変更通知書』のため、「調整控除額」がわかりませんが、どうすればいいですか？

A. そのまま提出していただいてもかまいません。但し、税額控除額が多額で所得判定区分に影響を及ぼす可能性があるなどの場合は、「調整控除額」が表示された『課税証明書』の提出を追加でお願いすることがあります。

Q20（失職・転職による収入減）
所得基準では貸付資格外となりますが、昨年失職し、令和2年の収入が大幅に減少しました。
申込みは可能でしょうか？

A. 申込み可能です。以下の書類を提出してください。提出書類にもとづき審査いたします。
記した『事情書』、「雇用保険受給資格者証」等の写し
記した『事情書』、「退職した日までの源泉徴収票」や「今年の収入発行のもの」など（※必要に応じ追加書類を求める場合があります。）

【ひとり親家庭医療証の写しを提出する必要がある場合】 交付請求で注意することはありますか？

A. 生徒と保護者全員のものであれば、世帯全員のものでなくて結構です。
※但し、「ひとり親家庭」の証明書類として提出する場合は、続柄表示のある世帯全員のものが
必要です。（『ひとり親家庭医療証』のコピーを提出しない場合）
（注意）・世帯全員で複数枚綴りの場合は、すべて提出してください。生徒と保護者の分を解いて提出された場合は、受付できません。
（注意）・個人番号（マイナンバー）は、必ず非表示にしてください。
（注意）・外国籍の方は、必ず在留資格を表示してください。

【通帳コピーについて】

Q22（名義相違など）
生徒の氏名が変わったが、口座名義は変更していません。そのまま大丈夫ですか？

A. 申込氏名と口座名義が相違する場合は、送金できません。口座名義の変更をお願いします。
※ 外国籍の方で、申込書の氏名が通称、口座名義が本名の場合など同一でない場合は、送金
できませんのでご注意ください。（通称使用の場合は、住民票の通称表示が必要です。）
（注意）通帳がない口座のタイプは、キャッシュカードのコピーやインターネットバンキングログイン後
に各銀行が用意している「通帳イメージ」等をプリントアウトしたもので結構です。

【申込者用チェックリスト】

申込書類の提出前に確認用として利用ください。（この用紙は提出不要です。）

項 目	チ ェ ッ ク 項 目	チェック
書 類 全 般	黒のボールペンで記入しましたか？ 消せるボールペンを使用していませんか？	<input type="checkbox"/>
申 込 書 ㊦	各自がそれぞれ記入しましたか？	<input type="checkbox"/>
	全ての欄に記入していますか？ 記入漏れはないですか？	<input type="checkbox"/>
	『記入年月日』も記入していますか？	<input type="checkbox"/>
	母子又は父子世帯の場合、親権者記入欄に『1』を記入していますか？	<input type="checkbox"/>
申 込 書 ㊧	全ての欄に記入していますか？ 記入漏れはないですか？	<input type="checkbox"/>
	『振込口座届』欄には、生徒本人の口座を記入しましたか？	<input type="checkbox"/>
	届出銀行は、ゆうちょ銀行又は指定する5つの銀行のいずれかですか？	<input type="checkbox"/>
	口座は、通常貯金、普通預金、総合口座のいずれかですか？ (貯蓄口座や積立口座には送金できません。)	<input type="checkbox"/>
	口座番号などの記入間違いはありませんか？ 最近も使用している口座ですか？ (2年以上使用していない場合は、休眠となり使用できない可能性があります。)	<input type="checkbox"/>
奨 学 資 金 借 用 証 書	各自がそれぞれ記入し、各自の印を捺印しましたか？(連帯保証人は実印)	<input type="checkbox"/>
	『記入日』を記入しましたか？	<input type="checkbox"/>
	連帯保証人の印鑑登録証明書をのり付けしましたか？	<input type="checkbox"/>
収 入 に 関 す る 証 明 書	令和2年度の通知書や証明書ですか？	<input type="checkbox"/>
	保護者全員の証明書をのり付けしていますか？	<input type="checkbox"/>
	特別な事情がある場合は、必要な書類をのり付けしていますか？	<input type="checkbox"/>
住 民 票	生徒本人、保護者全員の住民票をのり付けしていますか？	<input type="checkbox"/>
	3ヶ月以内に発行されたものですか？	<input type="checkbox"/>
	個人番号(マイナンバー)は、非表示になっていますか？ (表示されている場合は、受付できません。)	<input type="checkbox"/>
	複数枚綴りの場合は、すべてをのり付けしていますか？ (複数枚綴りの場合は、解かずにすべて提出してください。)	<input type="checkbox"/>
	保護者が外国籍の方は、在留資格が表示されていますか？	<input type="checkbox"/>
通 帳 コ ピ ー	申込書に記入した口座と同じもの(生徒本人のもの)ですか？	<input type="checkbox"/>
	名義や記号・番号、銀行名・支店名などが記載されているページですか？	<input type="checkbox"/>

提出前にもう一度チェック